

客料企発 第12号
平成23年9月8日

特定非営利活動法人 ひょうご消費者ネット
理事長 清水 巖 様

関西電力株式会社

お客様さま本部営業企画部長 鯉淵



質問書（平成23年8月10日付）に対する回答

平素は、弊社事業にご理解を賜り誠にありがとうございます。貴法人からいただいた標記質問書に対して、以下のとおり回答させていただきます。

1 早遅料金制度は、お客様の選択により、早収期間内にお支払いいただいた場合は早収料金を、それ以降の期間にお支払いいただいた場合は遅料金を適用するものです。

電気料金は、支払期限日までにお支払いいただくことになっておりますが、早期にお支払いいただいたほうが、電気料金の徴収にかかる振込用紙や人件費などの当社のコスト負担がより少なくなることを考慮し、早収期間内にお支払いいただく場合には早収料金を適用することとしております。このように料金に差を設けることによって、お客様間の公平を図ることができていると考えております。

2 一般電気事業者は、電気事業法その他の関係法令の下で、電気料金に関する事項を供給約款に定めて、経済産業大臣の認可を受けております。そして、料金制度は、各一般電気事業者が、上記関係法令の範囲内で適切と考える制度を供給約款に定め、経済産業大臣の認可を受けるべきものであります。

当社が供給約款に定めている早遅料金制度は、お客様間の負担の公平と早期支払を促すという観点から適切な制度であると考えております。

3 (1) 早収料金も遅料金も、電気事業法19条2項1号に定める原価主義に適合した料金です。

(2) 昭和20年代は、月額料金・早収料金という区分を設定しておりました。早収料金は早期のお支払いの場合に適用し、月額料金より早期支払割引を行っておりました。当時も現在と同様に原価主義にもとづいて算定していたものと考えております。

(3) 「月額料金・早収料金」、「早収料金・遅料金」という区分の差異はありますが、原価主義にもとづく算定という点では、変更はないものと考えております。

- 4 遅収料金は早収料金にその3パーセントを加えた料金であり（約款15(2)）、遅収料金と早収料金との差額については、早収期間経過後にお支払いいただいた場合の電気料金の徴収にかかる振込用紙や人件費などのコストを考慮して算出しております。
- 5 当社とお客さまとの電気需給契約の内容は、電気供給約款に定められており、早遅収料金制度は、この電気供給約款に設けられている制度です。早収料金と遅収料金のいずれで支払うかは、お客さまが、同約款にもとづき、毎月の電気料金を支払うにあたってその都度選択していただくものであり、電気需給契約の締結時に選択していただくものではありません。
- 6 質問事項1に対する回答で申し上げたとおり、早遅収料金制度は、早収期間内にお支払いいただいた場合は早収料金を、それ以降の期間にお支払いいただいた場合は遅収料金を適用するものであり、お客さまは、支払期限内で、早収料金・遅収料金のいずれかを選択し、お支払いいただくことになっております。そして、電気供給約款上、遅収料金は「早収料金にその3パーセントを加えたもの」と定められているとおり（約款15(2)）、早収料金に加えられる3パーセントの金額は、遅収料金という電気料金の一部であります。ご指摘の「遅収加算額」は、遅収料金と早収料金との差額であり、これについては、「遅収料金と早収料金との差額については、原則として翌月の料金に加算して申し受けます」という約款の定め（約款30(4)。傍点追加）にもとづき、翌月分の電気料金とともにお支払を受けております。
- したがいまして、遅収料金と早収料金との差額（早収料金の3パーセント相当額と同額）は電気料金の一部であって、これは遅延損害金でも違約金でもありません。
- 7 既に申し上げましたとおり、遅収料金の金額は、早収料金にその3パーセントを加えたものであり（約款15(2)）、お客さまは、支払期限内で、早収料金・遅収料金のいずれかを選択し、お支払いいただくことになっております。そして、早収料金に加えられる3パーセントの金額は、遅収料金という電気料金の一部であり、翌月分の電気料金とともにお支払を受けるものであって、形式的にも実質的にも損害賠償にはあたらないことから、遅収料金に関する条項は「期限までに債務を弁済したのに実質的に損害賠償義務を負わせて3パーセントを加算する条項」ではありません。
- したがいまして、遅収料金に関する条項は消費者契約法10条に反しないと考えております。

8 個人顧客とそれ以外の顧客という区分での管理はしておりませんので、お答えいたしかねます。

なお、規制分野（低圧）のご契約のうち電灯契約をご契約されているお客様の場合、早収料金でお支払いいただいているお客様の割合は、平成2年度：約96%、平成12年度：約93%、平成22年度：約93%、遅収料金でお支払いいただいているお客様の割合は、平成2年度：約4%、平成12年度：約7%、平成22年度：約7%となっております。

9 個人顧客とそれ以外の顧客という区分での管理はしておりませんので、お答えいたしかねます。

なお、当社の全てのお客さまについて申し上げますと、平成2年度における割合は、現金集金：約15%・振込：約5%・銀行口座振替：約80%、平成12年度における割合は、現金集金：約0%・振込：約20%・銀行口座振替：約80%、平成22年度における割合は、現金集金：約0%・振込：約20%・銀行口座振替：約72%・クレジットカード払い：約8%となっております。（クレジットカード払いは平成14年9月開始）

10 全ての苦情件数について把握しているわけではございませんので、お答えいたしかねます。

弊社回答にご理解賜りますようお願い申し上げます。

以 上